

契約書

公益財団法人広島県教育事業団理事長を甲とし、
を乙として、甲及び乙は次のとおり埋蔵文化財調査報告書（以下「報告書」という。）の印刷及び送付に係る契約を締結した。

（契約内容）

第1条 本契約の内容は次のとおりとする。

（1）契約名称

一般国道2号改築事業（岩国大竹道路）に伴う発掘調査報告 亀居城関連遺跡・亀居城跡
印刷及び送付

（2）規格

別紙仕様書のとおり

（3）金額

円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）履行期限

平成31年3月15日

（契約保証金）

第2条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（再委託などの禁止）

第3条 乙は業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（納品及び検査等）

第4条 乙は、報告書を納入する際、送付先への送付の確認ができる書面を提出すること。

- 2 甲は、納品のあった日から5日以内に検査を行うものとする。この場合において、納入物品が検査に合格しないときは、乙は、その負担により現品を取り替えるか、又は甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、検査の合格後、請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）乙が、この契約に違反したとき。
- （2）乙が、納入期限までに業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3）業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- （4）乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

- 2 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、この契約が解除された場合には、第1条に定める金額の10%に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、業務を履行しない場合は、遅延日数に応じ、第1条に定める金額につき、年14.5%の割合で算定した金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(指示)

第7条 乙は天災その他避けがたい理由により、報告書を印刷及び送付することができない場合は直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第9条 広島県の物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領別表の措置要件に該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第10条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年1月 日

甲 住所 広島市西区観音新町二丁目11番124号

名前 公益財団法人広島県教育事業団
理事長

乙 住所

名前